



# インテックス大阪 安全大会 2022

2022年8月26日(金)

## 2022年8月、今年度も安全大会を開催します。

インテックス大阪は、より安全に当施設をご利用いただけるように2022年8月26日(金)に「インテックス大阪安全大会 2022」を開催します。

当施設は、2021年度には148件もの催事をご利用をいただき、ご利用の皆様のご協力により大きな事故もなく、無事に開催することが出来ました。今後も安全パトロールや本大会を通じて、安全管理を徹底し、労働災害の撲滅に向けて取り組んでまいりますので、ご参加のほど宜しくお願い申し上げます。

ご来場予約方法や、プログラム等につきましては決まり次第、ご連絡いたしますので今しばらくお待ちください。

 [協賛出展の詳細は裏面をご確認ください。](#)

## 開催概要 インテックス大阪 安全大会 2022

開催日：2022年8月26日(金)

会場：インテックス大阪5号館

主催：インテックス大阪 運営共同企業体

招待者：インテックス大阪を利用する催事主催者・運営会社(約200名招待予定)、

日本ディスプレイ業団体連合会加盟社(ODA・東デ協)、その他設営・工事関係業者

協賛出展企業：安全用品取扱い企業、安全・安心に関する展示・提案が出来る展示会支援企業等

## 「インテックス大阪 安全大会 2021」の様子

2022年1月28日(金)にコロナ禍での開催となりましたが、251名もの方にご参加いただきました。施設ご利用の際の安全への注意事項だけでなく、感染症対策の事例紹介やマニュアル作成時のポイントなど、日ごろ当施設をご利用の皆様が、お悩みのテーマの解決の場としてもご活用いただいています。



※写真は2017展のもです。

前大会記録動画をYoutubeで公開中!



インテックス大阪は、皆さまに安全に当施設をご利用いただくために、  
2017年より安全についての知識と意識作りを行う「安全大会」を開催しています。





# 協賛出展のご案内

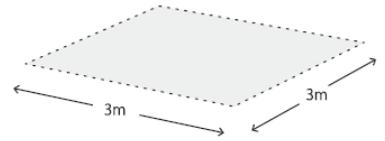
インテックス大阪は、本大会の開催趣旨に賛同し、労働災害のない安全な会場づくりを共創するパートナーを募集します。

■1小間 20,000円 (税込)

※スペースのみ。社名版、壁面装飾、コンセント、照明等は含まれていません。  
※パイプ椅子、長机(W1800\*D450\*H700)については無償でご提供させていただきます。

**出展対象** 安全保護具・安全用品/イベント開催支援ツール/装飾業者 など

**来場対象** 催事主催者・運営会社/装飾業者/設備管理会社 など



協賛出展申込期限：2022年7月11日(月)

## 「インテックス大阪 安全大会 2022」協賛出展規約

一般財団法人大阪国際経済振興センター（以下、「甲」という。）、協賛出展申込者（以下、「乙」という。）、は、令和4年(2022年)8月26日(金)インテックス大阪(大阪市住之江区南港北1-5-102)にて開催する「インテックス大阪 安全大会 2022」(以下、「本大会」という。)

### ■協賛出展申込期限

第1条 乙は令和4年(2022年)7月11日(月)までに甲に対して所定の協賛出展申込書を提出(上記 E-mail を通じた送信を含む。以下同じ。)

### ■協賛金

第2条 通常申込時の協賛金は、協賛出展申込書に定型で印字記載されているとおりとする。

### ■協賛金支払

第3条 前条3項の甲の請求に基づき、乙は下記に記載の振込先に前条4項の期日までに支払わなければならない。

振込銀行：池田泉州銀行/本店営業部  
預金種目：普通預金  
口座番号：35132  
口座名義：一般財団法人大阪国際経済振興センター  
銀行住所：〒530-0013 大阪市北区茶屋町18-14

2. 最終支払締切日は以下の通りとする。  
支払期日：令和4年(2022年)8月10日(水)  
3. 支払方法：日本国内にて銀行振込(振込手数料は乙負担とする)

### ■協賛出展規模および協賛出展場所

第4条 協賛出展規模は、乙が所定の協賛出展申込書に記載する希望小間数に基づいて甲が調整し、協賛出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知する規模とする。

### ■契約の成立および協賛出展スペースの使用権

第5条 甲が第1条2項に定める承諾した旨を協賛出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知した時をもって契約成立とし、甲が第2条4項に定める期日までに乙からの協賛金の完納を確認できし時をもって、乙は協賛出展者として協賛出展スペースの使用権を取得する。

### ■協賛出展スペースの使用期間

第6条 乙の協賛出展スペース使用期間は、令和4年(2022年)8月26日(金)の会期中および会期前後の期間のうち、甲が別途乙に対して通知する搬入開始日時から搬出終了日時までの期間とする。

### ■協賛出展スペースの譲渡等の禁止

第7条 乙は協賛出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、貸与し、もしくは使用せよ。また協賛出展者相互間で交換することはできない。

### ■共同協賛出展者

第8条 乙が甲に対して提出する所定の協賛出展申込書に共同協賛出展者を記入し、甲が承諾した場合は、乙は協賛出展スペースを当該共同協賛出展者(最大2名まで)と共同で使用し、または一部を当該共同協賛出展者に使用させることができる。

### ■協賛出展契約の解除・変更

第9条 乙は協賛出展契約を解除・変更することはできない。ただし甲に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 本大会の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
- (3) 他の協賛出展者に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
- (4) 会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
- (5) 暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係 企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等(総称して「反社会的勢力」という。)と判明した場合や本展示会にふさわしくないと甲が判断した場合
- (6) 協賛出展申込書に虚偽の記載をしていた場合
- (7) 協賛出展申込書の記載事項に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
- (8) 本協賛出展契約条項、および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程に反した場合、または甲の指示に従わない場合
- (9) 共同協賛出展者または内部協賛出展者が前8号のいずれかに該当する場合
- (10) その他本大会の管理、運営上支障があるものと認められる場合

### ■損害賠償

第10条 前条2項各号の該当及び前条2項による解除によって甲に損害が生じた場合、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

### ■大会開催の変更および中止

第11条 天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって、甲は会期を変更または開催を中止することができる。

3. 第1項により開催を中止する場合、甲は何らの催告なく協賛出展契約を解除することができる。甲はこれにより乙(共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。)

### ■主催者の管理と免責

第12条 会期および搬入期間中、甲は協賛出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、本大会の円滑な運営に努めなければならない。

### ■協賛出展者の管理

第13条 会期および搬入(搬出を含む)期間中、乙は自らの責任と費用で協賛出展物・装飾物等管理し、搬入協賛出展物および搬出の際に、本協賛出展契約条項および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程に基づき、本大会の円滑な運営に努めなければならない。

### ■協賛出展物

第14条 乙は、甲が別途定める協賛出展案内中の協賛出展物として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。

### ■設備使用等に伴う支払義務

第15条 乙が甲が提供する設備またはサービス(以下、これらを「附帯設備等」という。)を必要とする場合、甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。

### ■装飾施工

第16条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において協賛出展スペース内で行わなければならない。

### ■立ち入り点検

第17条 甲またはその代理人は会場における保安・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで協賛出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。

### ■原状回復

第18条 協賛出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で協賛出展スペース内の協賛出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、協賛出展スペースを原状に回復して甲に返還(以下、これらを「原状回復」という。)

### ■禁止事項

- (1) 協賛出展物を即売すること。(協賛出展物に関する書類他甲が認めるものは除く。)
- (2) 会場の建物および敷地内において、協賛出展スペース以外で協賛出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
- (3) 他の協賛出展者や来場者ならびに甲に迷惑となる行為を行うこと。
- (4) 協賛出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼす様な行為を行うこと。
- (5) 協賛出展契約上の権利を第三者に対して譲渡または担保に供すること。
- (6) 本協賛出展契約条項、および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程において禁止された行為を行うこと。

### ■規程の遵守

第20条 乙は本協賛出展契約条項、および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程等を遵守しなければならない。

### ■補償

第21条 乙が他社社員、甲の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は乙の責任とする。

### ■その他

第22条 本協賛出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」等の規程によるものとする。

### ■管轄裁判所

第23条 甲および乙が本協賛出展契約から生ずる全ての紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。



# インテックス大阪 安全大会 2022 協賛出展申込書

## 1. 協賛出展規約への同意

- 当社（出展申込者）は2022年8月26日(金)に開催される本大会への出展を申込みし、別紙協賛出展規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。ただし、本申込は主催者からの「協賛出展申込承諾書兼協賛金請求書」の発行をもって成立するものとします。

## 2. 協賛出展申込

申込法人	会社名			
	住所	〒		
	HP	https://		
実務担当者	氏名	(フリガナ)	部署・役職	
	TEL		MAIL	@
出展申込	1小間 20,000円(税込) × _____ 小間 = _____ 円 ※スペースのみ。壁面装飾、コンセント、照明等は含まれていません。			
装飾	<input type="checkbox"/> 自社で施工する <input type="checkbox"/> 施工を依頼する（依頼先 _____） <input type="checkbox"/> 事務局手配の協力会社に依頼する <input type="checkbox"/> 不要			
電気	<input type="checkbox"/> 自社で施工する <input type="checkbox"/> 事務局手配の協力会社に依頼する <input type="checkbox"/> 不要			
危険物の持込	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※消毒用アルコールは主催者側で十分な量を用意しますので、お持ち込みにならないようお願いいたします。			
椅子・机 ※無償提供させていただきます	パイプ椅子 _____ 脚    長机(W1800*D450*H700) _____ 台			
請求先 ※申込法人と異なる場合のみ	会社名			
	住所	〒		
担当者 ※実務担当者とは異なる場合のみ	氏名	(フリガナ)	部署・役職	

協賛出展申込期限：2022年 7月 11日(月)

### [申込・問合先]

一般財団法人 大阪国際経済振興センター 運営管理部 担当：伴海(ばんかい)・山本  
TEL：06-6612-8805 / MAIL：intex-anzen@intex-osaka.com